

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

生活の支え、残された家族がもらえる年金は？

平成28年3月号

——▶ 家の大黒柱が亡くなった時、残された家族にとっては遺族年金がもらえるかどうかで、その後の生活に大きな違いが生じてきますのでその仕組みを知っておきましょう。●月収 50

万円であつたサラリーマンの夫を亡くした、18歳未満の子が2人いる



専業主婦を例にしますと、①請求は住所地の年金事務所に、死亡後の戸籍謄本・住民票等の必要書類を揃えて「年金請求書」を提出します(先に事前相談したほうがよいでしょう)。年金額は、給料及び加入期間を基に計算されますが、25年未満の場合はその期間に関係なく25年(300月)として計算してくれます。②認められると、遺族基礎年金と遺族厚生年金を併せて、月額153,800円(年1,845,700円)が支給されます。③上の子が18歳を過ぎた年度末になると、月額135,100円(年1,621,000円)に減額され、④下の子が18歳になると遺族基礎年金は打ち切れ、遺族厚生年金のみの月額51,300円(年616,600円)となります。⑤しかし、その時に40歳以上であれば(殆どの場合該当します)、中高齢寡婦加算として月額48,700円(年585,100円)がプラス(=月100,000円)されて65歳まで支給されます。⑥夫亡き後、会社勤めをしていたとすると、65歳後は、自分の厚生年金の1/2+遺族厚生年金の2/3と、それまでもらっていた遺族厚生年金とを比較して多い方をもらうことができます。⑦このように遺

族厚生年金は夫亡き後一生涯受取ることができます(しかも無税です!)。もらい続けたいところですが、再婚すると消滅します。再婚相手と離婚しても二度ともらうことはできません(18歳未満の子は18歳年度末まで母に代わって受取ることができます)。●平成19年の改正で、なぜか夫死亡時30歳未満で子がない妻は、遺族厚生年金が5年で打ち切られることとなりました(若い人は早く再婚しろということでしょうか?)。●自営業者の夫が亡くなった場合は、18歳未満の子がいる場合のみ、必要加入期間の2/3以上納付していれば、夫の収入に関係なく「遺族基礎年金」が子2人の場合で月額

101,700円(年1,220,800円)支給されます。そして子2人が18歳年度末になれば打ち切られます。途中で再婚した場合も消滅しますが、例外として、子と同居せず、例えば祖父母が育てているような場合は、子に対して遺族基礎年金が支給されます。●平成26年度から、子のある夫「父子家庭」にも遺族基礎年金が支給されることになりました(これからは、子育て中の男女共、なかなか再婚しないのでは?)。●該当する子がない妻に対し、①夫が3年以上年金を納付していた場合は、わずかですが納付期間に応じ12万円~32万円の「死亡一時金」が支給されます(掛け捨てになってしまうことへの配慮?)。②また、夫が25年以上納付していた場合は、妻は60歳から65歳までの5年間、夫が受給するはずだった年金の3/4を「寡婦年金」としてもらうことができます。●その他に覚えておきたいのは、夫死亡時の葬式費用として、国民健康保険から、「葬祭費」(大阪市の場合5万円)が支給されることです。前記サラリーマンの場合は「埋葬料」として5万円支給され、いずれも請求期間は2年以内です。